

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

|            |   |
|------------|---|
| 担当課        | 教育総務課   |
| 委託業務名      | 大津市立小・中学校エレベータ保守点検業務（真野、仰木、坂本、志賀、富士見、瀬田東の各小学校及び粟津中学校）   |
| 委託業務場所     | 大津市真野四丁目ほか6校  |
| 概要         | エレベータの保守点検  |
| 契約期間       | 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで   |
| 契約年月日      | 令和4年3月7日  |
| 契約金額       | 4,488,000円  |
| 契約の相手方     | 〔所在地〕 大阪市淀川区宮原四丁目3番29号<br>〔名称〕 三精テクノロジーズ 株式会社   |
| 契約相手方の選定理由 | 当該業者は、エレベータ装置の製造業者であり、自社のエレベータ装置の最良の維持管理ができる。また、故障時の不具合が生じた場合、本設備の製造業者である当該業者でしか、迅速な部品調達などの対応を行うことができない。また仮に保守点検業務を別業者に委託した場合、故障・事故等が発生した際に製造業者と保守点検業者との間で過失責任が不明確となることから、当業務における瑕疵担保責任を明確にするため、本設備の製造業者である当該業者を選定した。                               |
| 根拠規程       | 地方自治法施行令第167条の2第1項<br><br>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。<br><br>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。<br><br>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。<br><br>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 |

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。  
2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策  
随意契約については、別途公表をしています。